

2012年10月25日

税関手続きの緩和・簡素化へ AEO事業者認定

当社は大阪税関から輸入と輸出において、税関手続きを緩和・簡素化できるAEO (Authorized Economic Operator) 事業者認定されました。日本化学繊維協会の会員企業の中では、初の認定になります。

今回の認定により、輸入申告時の納税のための審査・検査が省略されるほか、貨物を保税地域に搬入することなく、自社の倉庫等で輸出の許可を受けることが可能となりました。また、AEO制度は、国際的にセキュリティ対策や法令順守が確保されている証としても認知されているため、海外での当社の信頼性向上も期待できます。

今後、この制度のメリットを生かして、当社のグローバル展開の加速を物流面でも進めていきます。

(ご参考)

AEO制度とは

貨物のセキュリティ管理と法令順守の体制が整備された事業者に対し、税関手続きを緩和・簡素化する制度です。日本は既に、ニュージーランド、米国、EU、カナダ、シンガポール、韓国と相互承認しており、これらの国においても物流のリードタイムの短縮、コスト削減が期待できます。



税関が作成したAEO制度に係るシンボルマーク

<本件に関するお問い合わせ先>

東洋紡株式会社

広報室 TEL 06-6348-4210